

廃棄物・リサイクル対策について

○循環型社会形成推進基本計画の点検について

(1) 経緯・現状

平成 15 年に循環型社会形成推進基本計画（以下、「循環基本計画」という）が定められ、同計画に基づく取組が進められてきたが、同計画策定以降、

- ①第 3 次環境基本計画（平成 18 年 4 月閣議決定）で、循環型社会の形成に関して、定量的な目標・指標の拡充や国際的な取組を推進する必要性等が示された。
- ②21 世紀環境立国戦略（平成 19 年 6 月閣議決定）で、循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の構築に向けた統合的な取組やアジアでの循環型社会構築に向けた取組の重要性が示された。
- ③循環基本計画の進捗状況の点検結果や世界的な資源の需要増大・価格高騰への対応等、国内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応する必要性が生じた。

このため、中央環境審議会循環型社会計画部会（部会長：武内和彦東京大学教授）において見直しに向けた検討を平成 19 年 7 月に開始し、本年 3 月の中央環境審議会会長から環境大臣への答申が行われた。本答申に基づき、第 2 次循環基本計画が平成 20 年 3 月に閣議決定された。

(2) 今後の予定

第 2 次循環基本計画の規定に基づき、施策の進捗状況等について中央環境審議会循環型社会計画部会において毎年点検を行うこととされている。本年度については、9 月の循環型社会計画部会において点検作業を開始したところであり、来年 3 月を目途に点検結果を取りまとめる予定。

○3Rの国際的な推進

(1) 経緯・現状

我が国は、平成 16 年の G 8 サミットにおいて我が国の提唱により合意された「3R イニシアティブ」に基づき、3R の国際的な推進に主導的に取り組んでいる。平成 20 年の G 8 環境大臣会合において、同イニシアティブの更なる推進について議論されるのに先立ち、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会（第 6 回）を平成 20 年 4 月開催し、今後の日本の取組方針について意見聴取を行った。本年 5 月に開催

されたG8環境大臣会合では、開発途上国の能力開発のための行動等を盛り込んだ「神戸3R行動計画」が閣僚間で合意され、G8北海道洞爺湖サミットにおいても同行動計画が支持された。また、G8環境大臣会合で、3Rの国際的推進に関する日本の新たな行動計画「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表した。

両行動計画に基づき、我が国は、以下の取組を進めている。

- ①アジア各国の循環型社会構築支援…ベトナム・インドネシア等の3R国別戦略の策定支援、日中・日韓の部局長級政策対話、3Rの政策・技術情報拠点「3Rナレッジハブ」や3Rの研究者・専門家ネットワークの構築支援等。
- ②国際機関と連携した世界的な循環型社会の構築支援…OECDにおける物質フロー分析や資源生産性向上の取組、UNEPにおける資源利用に伴う環境影響に関する科学的知見の集積等。

(2) 今後の予定

「神戸3R行動計画」、「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、アジアにおける循環型社会の構築に向けた取組を強化していく。具体的には、各国政府、国際機関、民間セクター等幅広い関係者の連携により3Rの実施を促進する「アジア3R推進フォーラム」を2009年に発足させ、3Rの優良取組事例の創出等を推進していく。また、OECD、UNEPにおける資源生産性や持続可能な資源管理に関する研究等に引き続き積極的に貢献していく。

○廃棄物処理法の点検について

(1) 経緯・現状

平成9年の改正法の附則において施行（平成9年12月17日）後10年経過後に施行の状況について検討を加えることとされており、また平成12年、15年、16年、17年、18年の累次の改正法の附則においても施行状況を検討すべきこととされていることから、本年9月に専門委員会を立ち上げて、廃棄物処理法に基づく廃棄物の排出抑制、適正な処理等に関する施行状況について点検、評価を開始したところである。

(2) 今後の予定

本年12月中を目途に中間的な取りまとめを行い、更に検討を進める予定である。

○各種リサイクル法の点検について

1. 家電リサイクル法の点検について

(1) 経緯・現状

中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合において、見直しのための検討が行われ、平成20年2月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられた。これを受け2つの専門委員会を立ち上げ、「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書」及び「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」をそれぞれ取りまとめたところである。

(2) 今後の予定

平成21年4月1日施行に向け、対象品目の追加（液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機）や再商品化等基準の変更設定等に係る政省令改正を行う予定である。

2. 自動車リサイクル法の点検について

(1) 経緯・現状

法の附則において施行（平成17年2月1日）後5年以内に施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする定められており、本年7月より中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会（委員長：永田勝也早稲田大学教授）において、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWGと合同で審議いただいているところである。

(2) 今後の予定

今後、本年10月から来年1月にかけて義務者・関連事業者等に対するヒアリングを実施した上で、審議を進め成案を得る予定である。

3. 建設リサイクル法の点検について

(1) 経緯・現状

平成19年5月に法で定める施行状況の検討時期を迎えたことから、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に建設リサイクル専門委員会を設置し、現在までに、国土交通省の審議会である社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会と合同で6回の審議会を行った。その検討結果を8月8日に「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について 中間とりまとめ」として、パブリックコメントを実施したところである。

(2) 今後の予定

上記パブリックコメントにおける意見募集結果を踏まえ、12月に審議会を開催し、引き続き制度について検討していく予定である。

